

■ 建築物の耐震改修の促進に関する法律 附則第3条第3項の規定により準用する同法第9条に基づく耐震診断結果の公表資料

【病院又は診療所】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	島根大学医学部附属病院 (外来・中央診療棟)	出雲市塩冶町89-1	病院	附表① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.07$ $C_{TU} \cdot S_D=0.71$	耐震改修済		$I_{so}=0.7$ $Z=0.9$ $G=1.0$ $U=1.0$
2	島根大学医学部附属病院 (AB病棟)	出雲市塩冶町89-1	病院	附表② 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_D=0.50$	耐震改修済		$I_{so}=0.7$ $Z=0.9$ $G=1.0$ $U=1.0$

■建築物の耐震改修の促進に関する法律 附則第3条第3項の規定により準用する同法第9条に基づく耐震診断結果の公表資料

【集会場又は公会堂】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	出雲市民会館	出雲市塩冶有原町2丁目15	公会堂	附表① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.63$			$I_{so}=0.6$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$

■建築物の耐震改修の促進に関する法律 附則第3条第3項の規定により準用する同法第9条に基づく耐震診断結果の公表資料

【幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	出雲市立大社幼稚園 (園舎棟)	出雲市大社町杵築南1201	幼稚園	附表① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_D=0.31$			$I_{so}=0.7$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
2	出雲市立北陽小学校 (管理教室棟・北)	出雲市稲岡町10	小学校	附表① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.14$ $C_{TU} \cdot S_D=0.52$	耐震改修済		$I_{so}=0.7$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
3	出雲市立荘原小学校 (教室棟)	出雲市斐川町神庭273	小学校	附表① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_D=0.72$			$I_{so}=0.7$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$
4	出雲市立第二中学校 (管理教室棟)	出雲市塩冶町1501	中学校	附表① 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.05$ $C_{TU} \cdot S_D=0.55$	耐震改修済		$I_{so}=0.7$ $Z=1.0$ $G=1.0$ $U=1.0$

■ 附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
①	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（2001年版）	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so} < 0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U$ かつ $U \leq C_{TU} \cdot S_D$
②	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」（1997年版）	鉄骨が充腹材の場合 $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so} < 0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U$ かつ $U \leq C_T \cdot S_D$

- I. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※) 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

用途一覧

- 1 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 2 病院又は診療所
- 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 4 集会場又は公会堂
- 5 展示場
- 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 7 ホテル又は旅館
- 8 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 9 博物館、美術館又は図書館
- 10 遊技場
- 11 公衆浴場
- 12 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 13 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 14 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 15 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 16 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 17 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 18 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 19 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物